

平成24年度第2回秋田県環境影響評価審査会議事録

1 日 時：平成25年2月1日（金） 13：30～15：00

2 会 場：秋田地方総合庁舎 5階 第2、第3会議室

3 出席委員：井上(正)委員、井上(み)委員、及川委員、菊地委員、高根委員、西村委員、本橋委員

4 議 事

○議 案

(1) 諮問事項

秋田県環境影響評価技術指針の改定について

5 議事の概要

平成25年1月31日付けで諮問された「秋田県環境影響評価技術指針の改定について」審査を行い、引き続き、次回の審査会において審議を行うこととされた。

(質 疑)

委 員

森吉山ダムを始める前にも、エコダム検討委員会というものがあつた、この指針に近いものを起こす資料を作成したと記憶している。森吉山ダムは、閣議アセスで行われた事業だったが、できるだけ法アセスに則った形で実施したものであつた。今回の指針案も法アセスに則っていると理解してよいか。

事 務 局

秋田県の森吉山ダムが閣議決定アセスでのダムの全国第1号であつたが、その段階においてもこのような指針があり、それに基づいてアセスを実施した。

それが法に基づくアセスになり、大分詳細になつたことから、それを踏まえた形で県の指針を作っている。今回の改定についても、若干、県の方が遅れていたが、国の指針を参考にしながら、国の対象事業でないものもあることから、そういうものを踏まえながら改定することとしている。

委 員

平成23年の環境影響評価法の改正に伴って、どんな改定がなされるのかということをお願いしたい。

資料2を見ると、例えば「標準項目」を「参考項目」に改めたものは、国の方ではどうだったのか。それから、2枚目のところの「ベスト追求型アセス」というような新しい考え方が出てきて、そういう考え方を取り入れているのか。この資料2の背景にあるものを2、3点だけ、どういう背景で改定されたのかということのを、理念の変化なのか、あるいは環境影響評価法の改正のポイントの中で取り上げて、もう少しわかりやすく解説してもらえば、全体像が見えるような気がするのだから、可能な限り教えていただきたい。

事務局	<p>元々、国でも県の条例でも「標準項目」としていたが、「標準」という言葉にしてしまうと、何かそれが縛りであるような、それにとらわれてしまうといったような形があり、国でも、あくまでも国で示すのは「参考項目」であり、最終的には事業者が決めることだといったものを強く示したいということで、ここは「参考項目」というふうに修正したと理解している。</p> <p>また、ベスト追加型アセスというものについては、昔は「基準クリア型アセス」と言われており、例えば環境基準をクリアすればそれでいいというようなアセスだったが、近年は、事業者ができることについてはベストを尽くして、その上で影響がないようにしようというアセスのやり方に変ってきている。そういった観点も踏まえて、いろいろな環境保全措置をやる場合には、どうするのが一番いいのかといったことを事業者の方でしっかり考えてもらうといった形でこの項目については追加した。</p>
委員	<p>若干、気になったのは、資料2には「別表1」、「別表2」というのがあるが、別表を見ると「別表第1」、「別表第2」となっている。これはどちらなのか。</p>
事務局	<p>「別表第1、第2」と「第」がつくのが正式であるので、修正をお願いしたい。</p>
委員	<p>第8第3項の頭の文章で、「年間調査」と書いているのが、資料2の改定の背景というところでは「周年調査」となっている。これはどちらなのか。</p>
事務局	<p>技術指針は、告示というもので出すこととなるが、そのときには「年間調査」という言葉で表わさせていただく。改定の背景としては、ぐるっと一年まわるという意味で「周年」という言葉を使わせていただいたが、「年間」という単語で、最終的には告示でまとめさせていただく。</p>
委員	<p>環境要素として、地下水の流れ、土壌汚染、また、資料2の方に低周波もつけ加えられていて、調査、予測、評価が必要であるというふうに書いているが、低周波自体、非常に評価がしにくいものであると認識している。</p> <p>普通の騒音・振動であれば、ある程度のものになれば人が不快になるとかそういう状況があるが、低周波は影響を受ける人とかそういったものによって、かなり個人的な差異があるようなものだと思っている。これを評価するということは、何か評価基準みたいなものがきちんと明示されるのか。</p>
事務局	<p>低周波音については、なかなか評価が難しいということで、未だに国の方でも検討中の部分がある。ただ、今のところの目標としては、低周波音については、できる限り低減するといったような表現をマニュアル上でしており、今後、例えば基準をどうするとかという話は出てくると思うが、</p>

	<p>現段階ででき得る評価というものを、仮に案件が出てきた場合にはやってみようことになるかと思っている。</p>
委員	<p>低周波音については、今、話が出たとおりで、調査という段階ではある程度のことはできると思うが、評価が難しいというところで、多分、事務局が触れたような話になるのであろう。</p> <p>話は変わるのが、新しくメタンに関する項目が加わったということだが、調査の手法に関するところは空欄になっているように見える。これは、こういう調査の手法についてはまだはっきりしたことがなくて空欄にしてあるのか。</p>
事務局	<p>技術指針の第5として、環境影響評価の項目の選定ということで記載されているものであるが、(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素と書いており、その下に廃棄物等、温室効果ガス等と書いている。また、その上の(3)を見てもらうと、人と自然の豊かな触れ合いの確保を旨として「調査、予測及び評価」と3つ書いている。他の項目も「調査、予測、評価」なのだが、(4)の廃棄物等、温室効果ガス等については、調査というのが入っていない。これについては、調査の手法というものは特に示さないけれども、予測、評価はしてくださいという扱いをしており、このメタンについても最終処分場からの廃棄物の分解によって出る項目、温室効果ガスとして捉えるということで、こちらの方に調査手法というものは記載していない。</p>